

後期高齢者医療の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者ごとの所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。所得の少ない方（世帯）や後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険（被用者保険）の被扶養者」であった方は、基準に準じて保険料の均等割額が軽減されます。

保険料軽減については、制度施行に当たり激変緩和措置がとられていますが、制度の持続性を高めるため、負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、措置を見直すことが決まりました。

令和3年度は、均等割額の軽減判定と軽減割合に変更があります。

【令和3年度】

①所得が低い方に対する軽減

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額
43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯	7割	13,800円
43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）+「28.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割	23,000円
43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）+「52万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割	36,800円

- 収入が公的年金の方は年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円未満は110万円）を差引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差引いて判定します。
- 給与所得者等の数とは、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者をいいます。

②加入前に被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

均等割額が加入後2年間に限って5割軽減され、所得割額の負担はありません。（軽減後の年間保険料：23,000円）

▶問い合わせ先

- 保険料の計算について
茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎029-309-1213
- 保険料の納付について
保険年金課 後期医療係 ☎68-2211（内線178）



集積所までごみを排出することができない高齢者や障がい者の方などのご自宅を、ごみ収集業者が訪問してごみを収集する事業を行っています。

家庭ごみ個別訪問収集のご案内

▼収集対象世帯

町内に居住し、次の①から③のいずれかを満たす世帯となります。ただし、同一敷地内または近隣に親族などが居住し、ごみの排出の協力が得られる場合は対象外となります。

- ①介護保険被保険者証の要介護状態区分が要介護1以上で、65歳以上の1人暮らしの高齢者世帯
- ②身体障害者手帳を有し、2級以上の等級に認定された肢体不自由または視覚障害のある1人暮らしの障がい者世帯
- ③①、②で掲げる高齢者および障がい者のみで構成される世帯

▼収集の内容

- ごみの種類と収集日…もえるごみ 毎週火曜日/もえないごみ・資源物 第1・3週金曜日（一括収集）
- 収集日は全地区共通です。
- 「ゴールデンウィーク」と年末年始の日程は変更になる場合があります。
- 収集方法…ごみ収集業者が利用者のご自宅に伺い、利用者が指定する場所に排出されたごみを収集します。分別・収集・声かけに関する詳細は、申請時にお伝えします。

- 町指定ごみ袋やステッカーは、各自で用意ください。
- ご希望の方には、収集時に声かけ（安否確認）を行います。

▼受付窓口

- 受付場所…生活環境課（庁舎2階）
- 申請様式は生活環境課窓口で用意してあります。電話や郵送での申し込みはできませんので、申請者（利用希望者、希望者世帯の構成員、親族、介護者、民生委員など）が窓口にお越しください。
- 受付時間…月・金曜日（平日） 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く）

▼受け付け時に持参するもの

- 申請者および利用希望者の認印
- 申請者および利用希望者の身分証明書（免許証・保険証など）
- 利用希望者の介護保険被保険者証または障害者手帳

▼受け付けから決定まで

申請書に必要事項を記入のうえ提出していただき、同時に収集開始希望日や利用希望者の現況、生活状況などをお聞きします。申請内容について審査をさせていただきます。後日、決定通知書（決定通知書は、収集を「承認する」「承認しない」にかかわらず発行）を発行いたします。

※収集を承認した場合、収集開始日など、利用者または申請者の方へ事前にご連絡いたします。

▼申し込み・問い合わせ先

生活環境課 ☎68-2211（内線234）

令和2年度可燃ごみの処理状況と排ガスの測定結果

龍ヶ崎市・利根町・河内町から排出された可燃ごみの焼却量は、令和元年度と比較して1082t増加しています。また、最終処分場への埋立量も、令和元年度と比較すると80m³増えています。ごみの減量にご協力ください。

ごみ焼却施設における排ガス中の有害物質の測定結果について

は、いずれの項目においても国の排出基準を大きく下回っています。今後とも「クリーンプラザ・龍」は、周辺住民の皆さま方に安心していただけるよう公害防止対策に万全を期するとともに、電光掲示板による有害物質測定値の表示を行うなど、開かれた施設として運転管理を行ってまいります。

令和2年度下半期（10月～3月）の財政事情書（令和3年3月31日現在）

歳入			歳出		
項目	予算額(千円)	収入済額(千円)	項目	予算額(千円)	支出済額(千円)
分担金及び負担金	1,551,848	1,551,848	議会費	1,104	132
使用料及び手数料	163,677	166,754	総務費	250,107	244,615
国庫支出金	304,700	0	衛生費	2,707,677	685,054
財産収入	79	85	公債費	58,659	58,656
繰入金	232,464	232,464	予備費	3,000	0
繰越金	102,136	102,136			
諸収入	35,943	52,601			
組合債	629,700	629,700			
歳入合計	3,020,547	2,735,588	歳出合計	3,020,547	988,457
収入率		90.57%	支出率		32.72%

※出納整理期間が5月31日までとなっていますので、収入・支出済額欄は確定額ではありません。

歳入			歳出		
項目	金額(千円)	割合(%)	項目	金額(千円)	割合(%)
分担金及び負担金	1,088,552	82.38	議会費	2,297	0.17
使用料及び手数料	165,203	12.50	総務費	144,203	10.91
財産収入	8	0	衛生費	1,055,181	79.86
繰入金	11,156	0.84	公債費	116,709	8.83
繰越金	10,000	0.76	予備費	3,000	0.23
諸収入	46,471	3.52			
歳入合計	1,321,390	100.00	歳出合計	1,321,390	100.00

▶組合所有財産の状況

土地	131,347.0㎡
建物	19,679.8㎡
車両	10台
基金積立金	113,511千円

▶組合債現在高の状況

一般廃棄物処理事業債 1,224,042千円

▶問い合わせ先

龍ヶ崎地方塵芥処理組合 総務課 ☎0297-60-1777

▶可燃ごみ処理状況

項目	単位	令和元年度	令和2年度
可燃物焼却量	t	35,479	36,561
焼却灰・飛灰の熔融処理量	t	2,618	2,622
埋立量※	m³	3,472	3,552
埋立累計量	m³	85,192	88,744
埋立残余容量	m³	33,208	29,656

※最終処分場の埋立容量は118,400m³です。

▶排ガス測定結果（年4回の平均値）

項目	単位	国の排出基準	令和元年度	令和2年度
ばいじん量	g/m³N	0.15以下	0.022	0.003
硫酸化物	ppm	3,220以下	11	3
塩化水素	ppm	430以下	42	18
窒素酸化物	ppm	250以下	34	32
一酸化炭素	ppm	100以下	5	13
ダイオキシン類	ng-TEQ/m³N	5以下	0.0104	0.0193

※測定値が定量下限値未満の場合は、定量下限値を測定値とみなして平均値を算出しています。
N（ノルマル）：0℃、1気圧に換算した時の値
ppm（パーツパーミリオン）：百万分の1を表す割合の単位
TEQ（ティーイーキュー）：ダイオキシン類全体に含まれる毒性の強さを表す単位

▼令和2年度一般会計の執行の状況

▼令和3年度一般会計当初予算の状況